

不当な 寄附勧誘はNO!

心当たりはすぐ通報

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは禁止されています！



- お願いしても退去せずに勧誘
- 寄附を断り退去するのを妨害



- 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘



- 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害



- 寄附しないと恋愛感情等による関係が破綻と告知



- 霊感等によって不安をあおり又は乗じ、寄附が不可欠と告知



- 借入れ等による資金調達を要求

このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です！



- 判断困難に陥らないための配慮がない



- 生活困難にならないための配慮がない



- 使途誤認しないための配慮がない

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください！

情報提供者に関する情報をご本人の同意なく第三者に提供することはございません。
安心して情報をお寄せください。

消費者庁
への
通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘
と考えられる行為について、情報
提供願います。



消費者
ホットライン



い や や
1 8 8



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤナン

▼ 詳細はこちら

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索



消費者
庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan